

# 第10回教育改革シンポジウム記録

## 大学に求められる障害のある学生への支援 —その組織的対応のあり方—

令和5年9月14日(木)13:00~15:10に、大学会館ホールにて、通算10回目となる教育改革シンポジウムを開催した。第2回FD研修を兼ねるものであった。

今回のテーマは「大学に求められる障害のある学生への支援—その組織的対応のあり方—」であった。令和3年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正法が公布された。同法は、令和6年度に施行される。

この改正により、合理的配慮の提供は、私立大学等においてもこれまでの努力義務から義務へと変更になる。多くの大学等では、これまでも障害のある学生の修学支援等に取り組んでいるが、その必要性や責務がより強くなる。障害のある学生の権利を保障するということは、高等教育機関として普遍的な役割である。組織としてのコンプライアンスという側面があることも明確に理解しておくことが必要である。

10回目となる教育改革シンポジウムでは、改正障害者差別解消法施行を控えて、この問題への本質的な理解を目指すと同時に、福山大学が取り組むべき課題を明らかにすることができた。ここに大学教育センターの活動報告の一つとして残しておくこととする。

当日、「障害と大学の現在—改正障害者差別解消法を見すえた組織的対応の必要性—」を演題に基調講演を下った京都大学の村田淳准教授、並びに、このことで日頃から丁寧な対応を下さっている教員を代表してパネルディスカッションに臨んで下さった本学の平田宏二・西彰子・北口博隆の各先生に、この場を借りて感謝を申し上げる。

(大学教育センター センター長 鶴田 泰人)

### 1. 概要

近年、高等教育機関で学ぶ障害のある学生数は増加の一途にあり、福山大学でも様々な支援体制の整備を進めている。在籍する全ての学生にとって、満足度の高いキャンパスライフを提供するためには、障害のある学生への理解を深め、彼らの学習/教育環境を整えていくことも必要不可欠である。

令和3年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正法が公布され、令和6年度に施行される。この改正で、合理的配慮の提供が、私立大学等においても義務へと変更になる。

令和5年度の、10回目となる教育改革シンポジウムは「大学に求められる障害のある学生への支援—その組織的対応のあり方—」をテーマとし、令和5年9月14日(木)13:00~15:10に、福山大学の大学会館ホールにおいて開催された。2部構成とし、大学教育センターの教育開発部門の部門長である、薬学部の佐藤英治教授の司会で、以下のように進行した。

#### 第I部 基調講演(70分)

演 題: 障害と大学の現在—改正障害者差別解消法を見すえた組織的対応の必要性—

講 師: 京都大学 学生総合支援機構 村田淳准教授

#### 第II部 (1) 本学における障害のある学生対応委員会の取組紹介(10分)

紹介者: 同委員長 鶴田泰人教授

(2) パネルディスカッション(40分)

パネラー：村田淳准教授、平田宏二教授、西彰子准教授、北口博隆教授

進行役：今井航教授

村田准教授の基調講演の内容を要約し、その諸点を以下に列挙する。

- ・ 障害の定義（障害者基本法）：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ・ 社会的障壁の定義：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ・ 障害者権利条約（国連）：障害者の固有の尊厳の尊重を目的として、権利の実現の措置等について定める条約。2006年国連総会において採択。2008年発効。日本は2007年に署名、2014年に批准。
- ・ 合理的配慮とは、人権及び基本的自由の確保を目的とする必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- ・ 日本では障害者差別解消法（2016年4月施行）により、教育機関における合理的配慮の提供が義務化。
- ・ 大学の教育現場では、「第5次障害者基本計画（R5～R9）」に基づき、学生に対する合理的配慮の目標数値を設定し、毎年現状値のモニタリングを実施。
- ・ 大学の教育現場における合理的配慮の提供は、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教員任せにならない組織としての取組が強く求められる（文部科学省）。
- ・ 高等教育機関における合理的配慮の前に必要な、事前的改善措置：機会の確保、情報公開、決定過程、教育方法等、支援体制、施設・設備。
- ・ 合理的配慮とは、個のニーズに応じて調整・提供されるものである一方、ニーズの全体像を考慮し全学的に事前に取り組むのが事前的改善措置。（事前的改善措置の例－体制整備、対応要領、施設整備、ソフト整備等）
- ・ 教育機関の責任としての合理的配慮に必要な要件：(1) 明確なルールと情報公開、(2) 教育機関と障害のある学生との双方の建設的な対話、(3) 妥当性を判断し互いに納得した上で合理的配慮として提供、(4) 基本的に、本人や大学関係者の同意なしに提供されることはない。
- ・ 合理的配慮の内容の決定手順：第1段階－意思の表明、第2段階－建設的対話、第3段階－合意形成。
- ・ (まとめ) 高等教育機関において障害学生支援は「特別」ではなく「当たり前」。「しなければならない」という義務ヘシフト。

第Ⅱ部では、障害のある学生対応委員会の鶴田委員長による、同委員会の取組紹介があり、これを承けてパネルディスカッションが行われた。村田准教授をはじめ、経済学部平田教授、生命工学部の西准教授、北口教授がパネラーとなり、大学教育センターの今井教授が、その進行役を務めた。

皮切りに、平田・西・北口の各パネラーから、そうした学生への各支援の事例紹介とそれらを通じて抱える事になった様々な問題点の指摘があった。



写真1 パネルディスカッション

このパネルディスカッションにおける議論を通じて、福山大学は創設時からクラス担任制を採用しており、学生が学業や生活上の様々な悩みを気軽に相談できる支援体制を敷いているが、そうした担任制によるきめ細やかな学生支援体制が障害のある学生に対して有効に機能している、という全体的な議論のコンセンサスが形成された。

その一方で、基調講演をいただいた村田准教授から、次のような課題の指摘があった。すなわち、担任制の下で学生対応が属人的、すなわちその教員まかせになってしまうリスクや、担任によって学生対応にバラツキが出てくる可能性がある、という点である。

## 2. アンケートの結果



写真2 会場の様子

終了後、アンケートを実施した。今回のテーマとなった「大学に求められる障害のある学生への支援—その組織的対応のあり方—」への感想を求めたところ、191名の教員から回答が得られた。

先に、本学におけるクラス担任制を通じた「きめ細やかな学生支援体制が障害のある学生に対して有効に機能している、という全体的な議論のコンセンサスが形成された」としたが、次のような意見があったことは、残しておきたい。

担任制度が良いというのは、担任をした経験のない方がいう言葉だと思います。担任に任せることなく「講義を受講してくれている学生をどうしたらうまく合格させてあげることができるのか？」ということ、全教員が考えることができるかどうか、これが最も重要です。大学のシステムが重要なのではなく、各教員の意識が最も重要だと思います。何か、抽象的な議論になり、もやもやが残りました。

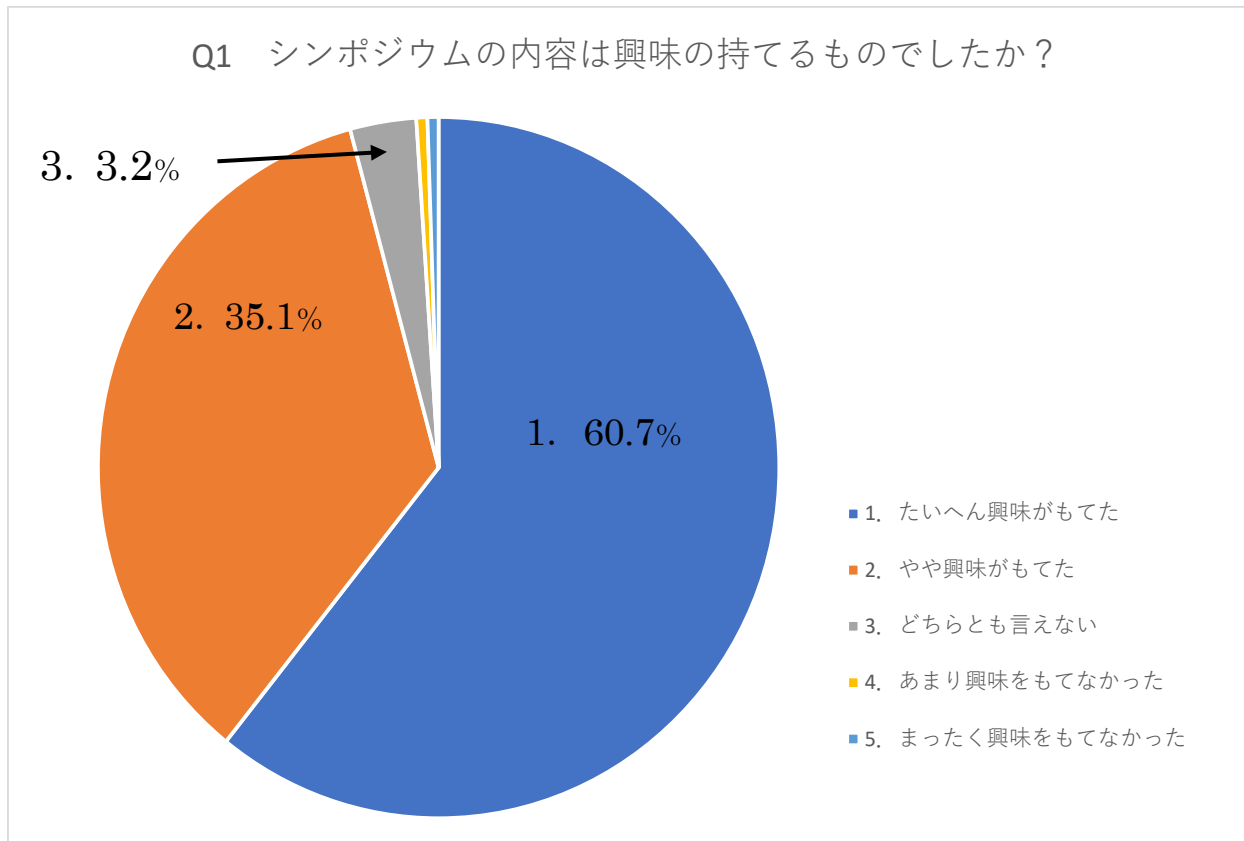
同じく先に「担任制の下で学生対応が属人的、すなわちその教員まかせになってしまうリスクや、担任によって学生対応にバラツキが出てくる可能性がある」という点が、基調講演をいただいた村田准教授から指摘されたことも、示しておいた。この点でも、次のような意見があった。

これまでどうしても属人的な部分が多いのはやむを得ないと感じており、学生支援室を頻繁に活用しながらも、やはり障害という部分については一歩踏み込んだ対応は困難なのだろうか、と行き詰まりを感じる時もあった。今回のシンポジウムで個人的に感じた「希望」は、専門の支援室を置くことである。これにより、対応や業務が随分と円滑になり、精神的な負担も軽くなるはずである。過去のケースでは、こうした対応を学科から大学に求めたこともあったが、現状はどうなのだろうか。次年度から必須義務となるのであれば、本学でも是非そのような専門の支援室を設置してもらいたいと強く思う。

村田准教授の指摘した「リスク」の軽減を求めて「専門の支援室」の設置を必要とする願いが、次の意見にも、同じように見られる。

本学の学修支援が担任ありきの制度であり、個人的には担任の負担が年々大きくなっていて疲弊しているところに、さらに支援が必要な学生が増えて対応を迫られるという話を聞いて不安しかない。大学には2名以上の常勤かつ専任の学修支援専任スタッフを置いて、支援を必要とする学

生と担任の両者それぞれと面談や意見交換を月 2 回程度実施して、支援のノウハウや事例などを蓄積すると共に、担任である教員に対する支援が必要だと強く感じた。



ここでは、より具体的な提案まで示されている。「今のような教員個人の” がんばり ” に基づく対応と属人的な体制では、学生も教員も守られません。組織に守られていないのならば、教職員は自分の身は自分で守ることになります」との意見に耳を傾けるならば、その提案は、教員の身を守るためのものとも捉えられるし、次の意見にも見られるように、ほかでもない障害のある学生への合理的配慮を実現しようとするためのものでもある。

何らかの障害を有する学生が増加していることを考えると、大学全体で取り組む問題であるとしても、各大学において窓口&コアとなる独立した専門部署が必要であると感じた。合理的配慮にはメニューとしての基準はなく、個々に応じて検討されるというお話だったので、まずは専門部署における個々の学生と綿密なやり取りが必要であると感じた。

合わせて、その組織的対応のあり方に含めるようにして、次のように関係の「情報提供」を求める意見も数多く見られた。

アウトプットよりインプットへの対応が困難だと思うので、情報提供などいただきたいと思う。このような相談や、本人への聞き取り、配慮の内容と効果など、定期的なモニタリングを組織的に実施していただけると心強い。

総じて、次の 3 つの感想から伺えるように、その支援のあり方への理解が深まると同時に、なんのための支援なのか問われる機会となったようである。

支援の必要な学生への配慮方法などは、以前はボアっとしたイメージしかなかったが、今回の村田先生のお話を伺い、少し霧が晴れたような気持ちになった。

「障害のある学生に関しても、最終目標(学習成果の判定基準)を変えてはいけない。この目的を達成するためのサポートを考える必要がある。」以上の見解に関しては、全くの同感である。

学生への配慮とは、本質を変えることではない(単位認定や卒業要件をゆるめたりすることではない)こと、業務の本分の中で行うべきことなど、明確な指針を示していただき、考えを少し整理することができたと思います。

同アンケートでは、ほかにも、今回のテーマへの興味の程度を問うた。191名の教員から回答が得られた。前頁の円グラフに見られるように「たいへん興味をもてた」「やや興味をもてた」を合わせれば、全体の95.8%が今回の内容に興味を持てるものであったとしている。

### 3. まとめ

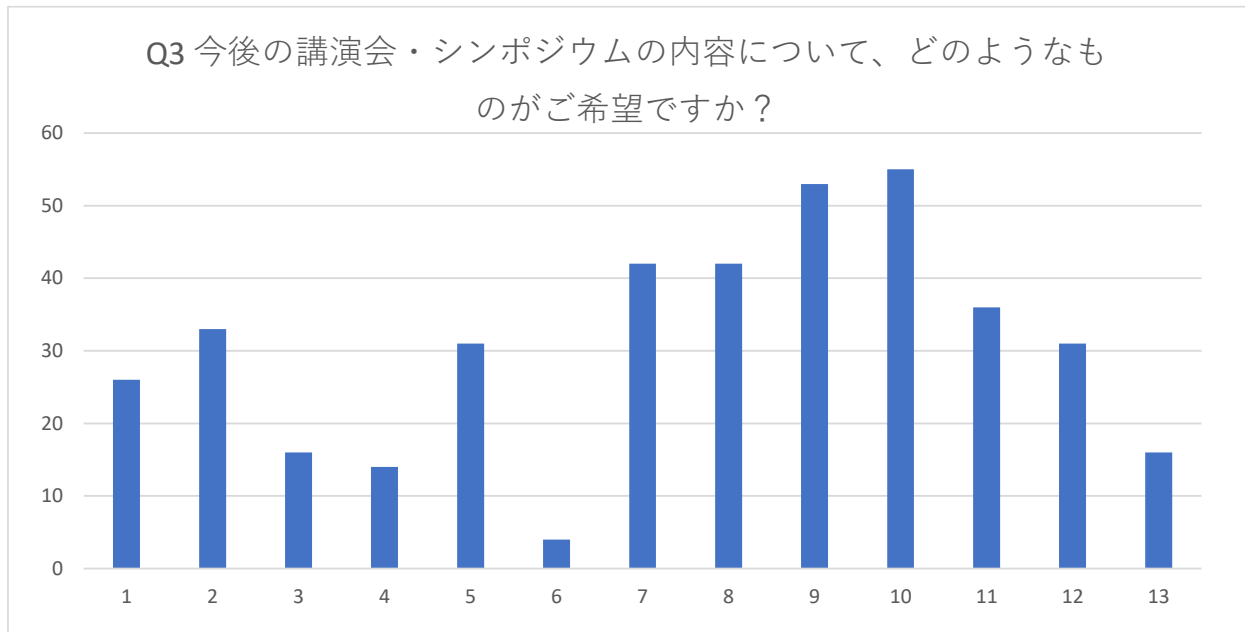
障害のある学生に対する支援は、本学に限らず全ての大学において「特別」ではなく「当たり前」のことであるが、担任制を敷く本学の場合は、学生への対応が属人的、すなわちその担任教員まかせになるリスクが存在することを認識することができた。

今回の教育改革シンポジウムを通じて、障害のある学生対応は、従前のように担任が学生への窓口になるのは当然であるが、その対応は組織的に行う必要があり、そのための体制は既に「障害のある学生対応委員会」が構築されているものの、その機能が十全に発揮されるよう、個々の教員間の情報共有や意思疎通が必要不可欠であることが理解できた。

これを機会に、上記の組織的対応が円滑に行われるよう、例えば、教授会等の場を活用し、各教員に対し、情報共有や意思疎通に努めるよう、要請する必要もある。

最後に、今後の教育改革シンポジウムの内容に関する希望調査の結果を付しておく。その希望を最多数から5位までを挙げれば、次の通りであった。次頁の図を参照されたい。

- 第1位 学生とのコミュニケーションの在り方 (回答数 55)
- 第2位 学生の学びの様子 (回答数 53)
- 第3位 教育方法・技術 (回答数 42)
- 第3位 教育評価 (回答数 42)
- 第5位 高大接続 (回答数 36)



Q3 今後の講演会・シンポジウムの内容について、どのようなものがご希望ですか？

- |                                     |                             |                      |
|-------------------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 1. 初年次教育                            | 2. 情報教育                     | 3. 語学教育（日本語教育、外国語教育） |
| 4. 教養教育                             | 5. キャリア教育                   | 6. 自校教育（例えば、福山大学の歴史） |
| 7. 教育方法・技術                          | 8. 教育評価（例えば、ルーブリックやポートフォリオ） |                      |
| 9. 学生の学びの様子（例えば、関心・意欲・態度／学習時間／学修成果） |                             |                      |
| 10. 学生とのコミュニケーションの在り方               | 11. 高大接続                    | 12. 大学間連携            |
| 13. その他（ ）                          |                             |                      |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
26	33	16	14	31	4	42	42	53	55	36	31	16

（文責：教育開発部門長 佐藤英治・共通教育部門長 今井航）